

## No. 5 産業廃棄物処理施設の設置に関する案件概要

議第 1073 号 建築基準法第 51 条による産業廃棄物処理施設の設置

名 称	神奈川県美研工業株式会社 上矢部リサイクルセンター	
位 置	戸塚区上矢部町 2,200 番 3、2,200 番 8	
敷 地 面 積	1,998.67 m <sup>2</sup>	
用 途 地 域	工業地域	
施設概要	構 造	鉄骨造 地上 2 階建 等
	主 要 用 途	産業廃棄物処理施設
	建 築 面 積	1,025.14 m <sup>2</sup>
	延 床 面 積	1,114.33 m <sup>2</sup>
	処 理 能 力	産業廃棄物 廃プラスチック類の破砕施設 29.85 t / 日
	建 築 主	名称 神奈川県美研工業株式会社 住所 横浜市泉区和泉町 7,858 番地
	運 営 主 体	名称 神奈川県美研工業株式会社 住所 横浜市泉区和泉町 7,858 番地

(内容)

本事業者は、昭和 46 年から循環型社会の構築に貢献することを目的に横浜市内及び近郊の工場、建設現場等から発生する産業廃棄物の処理事業を行っています。

今回、廃プラスチック類の破砕施設の設置について、次の理由により、その敷地の位置は都市計画上支障がないと考え、建築基準法第 51 条の規定に基づき当該施設の設置の許可をするため、横浜市都市計画審議会へ付議するものです。

- 1 内陸部の工業地域に立地し、工業の利便を害する施設ではないこと。
- 2 幹線道路に至る間の道路は十分な幅員を有しており、かつ、施設への搬出入車両の台数は、周辺交通量と比較して少ないこと。
- 3 生活環境影響調査を実施し、騒音・振動の最大予測値が基準値以下となっていること。